

山形県・寒河江市「緊急事態宣言」

緊急対策

2 営業時間短縮要請

(1) 感染拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請

- 対象期間 令和3年3月30日（火）から
令和3年4月11日（日）まで
- 対象施設 食品衛生法上の営業許可を取得している次の施設
 - ①接待を伴う飲食店
 - ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条
第1項第1号に該当する営業を行う店舗
 - ②酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）
- 対象区域 寒河江市全域
- 要請内容 午前5時から午後9時までの時間短縮営業